



大船渡労基署ニュース



晩秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久



木々も落葉し、朝晩寒さも厳しくなってきて、初雪があり冬の足音が感じられる今日この頃です。私事恥ずかしながら日常生活で足を挫いてしまい、松葉杖を使い幸い何とか業務に当たっていしたが、怪我をして日常の当たり前のことが出来ず、健康の有り難さを身に染みて思ったところです。無理が当たり風邪を引き、目は結膜炎になるなど体調不良でまさに弱り目に祟りました。研修会、パトロール、大規模な安全大会の神事・挨拶等では汗をかきながら足を引きずっており、失態でお詫びします。さて、12月は師走で慌ただしく、凍結、積雪の自然要件が加わり、労働災害のリスクが高まります。今年も「いわて年末年始無災害運動」が「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」のスローガンの下に展開されます。先月に各関係団体にお集まりいただき、冬季災害防止等に向けた取組の意思統一を行ったところであります、ぜひ気仙地域のゼロ災に向け積極的な取組をお願いします。

◆ 平成29年度 いわて年末年始無災害運動

年末年始は、時期的な慌ただしさに加え、凍結・積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクがさらに高まる時季です。

スローガン 「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

期間：平成29年12月1日から平成30年1月31日

各事業場の実施事項

ア 冬季特有災害の防止

①転倒災害の防止

（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）

②車のスリップ事故等交通労働災害の防止

③墜落・転落災害の防止

④一酸化炭素中毒の防止

イ リスクアセスメント

・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する

年末年始無災害運動への参加

◆ 労働災害防止団体の代表者連絡会議を開催し、 いわて年末年始無災害運動への取組みの意思統一を図りました



いわて年末年始無災害運動が12月から始まるのに先立ち、準備期間（11月）中の11月7日、労働基準監督署において、管内の労働災害防止団体（12団体）の代表者が集まり、運動期間中の取組みについて確認し、期間中の無災害について意思統一を図りました。

運動期間中の各団体の取組みとしては、パトロール活動の実施、のぼり旗の設置、資料配布などが行われる予定です。

◆ 「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

期間：平成29年12月1日から平成30年1月31日

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。

期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組みますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

【現状】平成29年秋以降、建設業における死亡災害が
前年に比べて10%以上増加！
また、死亡災害のうち約45%が墜落・転落灾害です！

- ・基本事項（手すり、作業床など）の再確認
- ・足場の「より安全な措置」の採用
- ・その他（梯子・脚立、屋根作業での安全作業実施）

«参考①» 転ばない歩き方

(1) 小さな歩幅で歩く



- 歩幅が大きいと足を高く上げなければなりません。そうすると当然、重心移動(体の揺れ)が大きくなり、転倒しやすくなります。
- 滑りやすいところでは、基本的に小さな歩幅で歩きましょう。
- 細い道を歩くときには、自然に両足の左右の幅が狭くなります。左右の幅については適度に離れているほうが良いでしょう(20センチ前後)。

(3) 急がず焦らず余裕を持って歩く

10分前には
着くかな…



- いくら歩き方を理解したつもりでも、急いでいる時は忘れがちになります。ケガをしないで楽しい冬を過ごすためには、冬は夏より移動に時間がかかることは仕方がないと思って「余裕をもって」行動し、「急がず、焦らず」に歩くことが大事です。
- 「余裕をもって歩く」ことで、しっかりと「滑りそうな道」を見分けながら歩くことができます。しっかりと滑りそうな道を見分けることも、転倒しないためには非常に重要です。
- また急いでいるなくても、携帯電話で話しに夢中になっているときなど、路面に対する注意力が薄れたときは転倒しやすくなります。注意しましょう。

(2) 靴の裏全体をつけて歩く

- 雪みちを歩くときは、重心を前におき、できるだけ足の裏全体を路面につける気持ちで歩きましょう。
- 道路の表面が氷状の「つるつる路面」では①小さな歩幅で、②足の裏全体をつけて歩く「すり足」のような歩き方が有効です。ただし「すり足」といっても、完全に地面を擦りながら歩いているとつまづきの原因にもなるので、軽く足を浮かせて歩きましょう。
- 道路の表面に雪の残っているところでは、「すり足」では歩きづらいこともあります。その場合は、足裏を平らにして、②足の裏全体を路面につけ、①小さな歩幅でそろそろと歩きましょう。

«参考②» 転倒防止グッズ

通常の靴等に取り付ける「携帯用かんじき」や「アタッチメント」も流通されています。

ある地域の新聞店では配達員の冬季の転倒災害が多発していましたが、このアタッチメントを採用してから転倒災害がゼロになったというお話をあります。



◆ 建設業の労働災害防止に向けてー



気仙地域建設工事関係者連絡会議の取組である「気仙地域ゼロ災の日パトロール」が10月度と11月度も多くの方々のご協力により気仙地域各所において一斉に実施されました。

今回のパトロールでも、合計90以上(10月度)の意見が挙げられ、多くの危険の芽が摘み取られ、多くの好事例も確認されました。このことにより安全への意識の再認識も図られました。



◆ 大船渡労基署管内の労働災害発生状況

最近の労働災害事例

10月末現在の労働災害発生状況

	29年	前年同期比
製造業	17人	±0人
建設業	23人	-3人
運輸交通業	3人	-1人
林業	2人	±0人
商業	9人	+2人
保健衛生業	2人	-2人
合計	72人	-1人

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。

【墜落・転落】

- 調理室の棚の掃除をしていて、天井に張ったクモの巣を雑巾で払おうと伸びあがったとき、足場にしていた台(縦横高さ各30cm)が動いたため、バランスを崩してコンクリート床に墜落し、右手を打ち付けた(骨折)。(商業)

【転倒】

- 計量包装作業をしていて、製品の入った数百gの袋を持って移動しようと体の向きを変えて進もうとした時、機械の固定ねじ部分に足先をひっかけ、前方に転倒し、着いた手を骨折した。(製造業)

事故の型

- ①「墜落・転落」25%、②「転倒」「切れ、こすれ」各13%、④「崩壊、倒壊」「挟まれ、巻き込まれ」各10%、⑤「激突され」8%

岩手県 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月1日から

時間額

738円
22円
UP

10月1日から最低賃金が738円に

引き上げられています。

事業主の皆様は最低賃金額を下回らないよう注意しましょう!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認! [最低賃金制度] 検索